

### 口土地収用法第20条第2号要件（意思と能力）に係る主な意見

- 予算は議決したものの、正面から事業の是非を問う形での議決は行われていない。
- 県が整備する施設は道路利用者を対象とし、市が整備する施設は地域生活者を対象としており、経営には混乱・困難が生じる。
- 地域子育て支援とパーキングエリアを同一施設内で運営することにも無理がある。
- 住民協働の推進体制もなく、準備組織体制が脆弱である。

⇒ 起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有する主体と認められる。

※十分な意思

- ・本事業に必要な予算は議会で議決されている。
- ・市の「第6次日進市総合計画」や「人口ビジョン・総合戦略」に位置付けられている。

※十分な能力

- ・土地取得及び施設整備に必要な財源措置を講じている。
- ・起業者の現状から、直ちに本件事業の運営を不可能とする要因は見当たらない。

○事業遂行はすべて指定管理者に委ねており、起業者としての実行能力に疑問。

⇒ 問題があるものとは認められない。

- ※指定管理者制度は、地方自治法で認められた管理手法である。
- ※「道の駅瀬戸しなの」等でも採用している。

○他の老朽施設の建て替えもあり、将来的な財政状況が心配。

⇒ 審査対象外。

- ※起業者の将来的な財政状況等は、本件事業とは直接関係ない。

○事務所が入る予定の「にしん観光まちづくり協会」の設立も進捗がみられない。

⇒ 審査対象外。

- ※起業者の事業遂行の意思と能力とは直接関係がない。

○農業の6次産業化についても、今年度の予算計上はわずか35万円である。

⇒ 審査対象外。

- ※本件事業とは別の補助金交付事業に係るものであり、本件事業とは直接関係ない。

### 口土地収用法第20条第3号要件（得られる公共の利益と失われる利益）に係る主な意見

○大型トラック等の出入りにより、住民生活の安全安心が担保されない。

⇒ 問題があるものとは認められない。

- ※大型車の駐車場は、県道沿いに配置されることから、住民の生活環境に対する影響は、抑えられると考えられる。

○県道の渋滞、起業地の南側市道が抜け道として使われることによる交通面の問題、不特定多数の人の出入りによる治安・防犯面の心配、朝夕の通学への影響、騒音・排気ガスの問題が生じる。

⇒ 一定の安全確保が図られていることが認められる。又は、一定の効果はあるものと考えられる。

- ※市（道路管理者）は、道路拡幅、両側歩道の整備、センターラインの設置による片側1車線化を実施予定。
- ※既に市道本郷・藤島線の交差点部において拡幅工事を実施済。
- ※市道中島・向イ田線の路側帯にカラー舗装が施行済。
- ※渋滞対策として、出入口を2か所に分散設置し、敷地内で滞留長を持たせる設計。
- ※治安・防犯対策として、道の駅敷地内への防犯カメラの設置、駐車場照明の明るさの確保、警察官巡回パトロールのルート設定、市の防犯アドバイザーによる定期パトロール、道の駅管理者等による長時間駐車対策等の対策を実施予定。

○県道沿いの商業施設の営業を圧迫し、地域経済に負の影響を及ぼす。

⇒ 問題があるものとは認められない。

- ※地元農産物や6次産業化商品を活用した食事等の提供しても、直ちに競合する可能性は低いと考える。
- ※むしろ地域外から来る者により、地域全体に経済的効果が波及する可能性もある。
- ※JA尾東では、農業振興という立場では共通しており、いわゆる民業圧迫とはならないと考える。

○物販施設等は、北4kmに長久手イオンモール、南5kmにららぽーと東郷があり、生き残りの道が見えない。

○産直の新鮮さをセールスポイントにするとしても徒歩圏内にJA尾東本店があり、隣町長久手にも天然温泉併設のござらっせがあり、成算も立たないまま突き進むのは、公損性しかない。

⇒ 問題があるものとは認められない。

- ※採算が取れないことによる将来の財政負担や、他の大型商業施設との競合については、起業者において平成30年12月に「日進市道の駅収支分析（試算）」を実施しており、採算性がとれるとの試算結果が出ている。

### 口土地収用法第20条第3号要件（位置、代替案）に係る主な意見

○浸水により県道が寸断される可能性のある場所に防災拠点を置くのは、ナンセンスな計画である。

○道の駅対策委員会から平成30年12月議会に、建設場所を本郷農園南側に変更してほしいという陳情が提出されている。

⇒ 問題があるものとは認められない。

- ※防災機能については、第二次緊急輸送道路に接した本件位置に、社会的・経済的・技術的な観点から複数の候補地から比較検討して申請地を決定していることが認められ、位置の選定に合理性はある。
- ※なお、本郷農園南側の土地も候補地を含め、3か所を選定して比較検討がなされており、社会的、経済的、技術的観点から総合的に判断して、本件起業地が最も合理的と判断したものである。
- ※本郷農園南側は、洪水による浸水リスクがあること等から、候補地として劣るものと考えられる。
- ※県道瀬戸大府東海線は、起業地の北で岩崎川と交差し、南で天白川と交差しており、市のハザードマップによると、この両川の洪水による浸水リスクはあるとされているが、本施設の防災機能は、南海トラフ地震等の発災時の対応を想定していることから、防災機能に支障を生ずる場面は限定的であると考えられる。
- ※起業地においては、地盤の嵩上げを計画しており、浸水被害に対してはさらなる安全性が期待できる。

## □土地収用法第20条第3号要件（施設の必要性）に係る主な意見

- 本事業は学校や保育園、病院等のように市民生活になくはならない施設ではなく、政策判断によって選択された事業に過ぎない。市民は道の駅がなくても困っておらず、子育てというなら学童保育など切実に求められている事業がある。予算の使い方として本末転倒。
- 法的に設置を義務付けられてもいない。
- コミュニティバスの乗換拠点とするのは、市民を誘導して無理やり賑わいを演出するもので、市役所のための見せかけのまちづくりである。市の後押しがなければ賑わわない施設を税金で、建設維持する必要性はない。
- 農業の販路の少なさに対する対応として、販売施設等を配置するよりも、地産地消を進めるべき。
- 観光の水準が瀬戸市や長久手市と比較して低いとするが、モリコロパークのある長久手や陶器まつりが開催される瀬戸と、単純に比較すべきでない。
- 子育て支援センターを一か所に統合すべきでない。
- 防災拠点としては、市の総合運動公園や口論義公園が機能を果たせる。
- 日進市の課題に対応して事業の公益性が羅列されているが、「道の駅でなければ解決しない」という公益上の必要性の根拠の記載がされていない。

### ⇒ 問題があるものとは認められない。

- ※起業者の政策選択において、その当否や優先順位については、事業認定の要件ではないので、判断しない。
- ※日進市総合運動公園及び愛知県口論義運動公園は、既に広域避難場所として指定されており、発災時には住民の避難がなされることから、救援活動拠点をそれ以外の場所を探すことには合理性があると考えられる。

## □土地収用法第20条第4号要件（緊急性）に係る主な意見

- 道の駅は、他の事業に優先する緊急性がなく、不要不急の事業である。保育園や学校、高齢者施設の建設が緊急に必要である。
- 本事業の構想段階における社会状況と現在の状況とは大きく乖離しており、プライムツリーのオープンや新たな住宅地の開発等、本事業の緊急性は乏しくなっている。本年2月にはゼロカーボンシティ宣言をしており、車での移動を支える本事業の優先度は変更すべき。

### ⇒ 問題があるものとは認められない。

- ※日進市は、地震防災対策強化地域と南海トラフ地震防災対策強化地域に指定されており、今回、防災施設として救助救援場所・防災活動拠点・物資拠点として整備するものであるから、早急に整備をする必要があるものと認められる。
- ※起業者の選択する政策の優先劣後については、事業認定の要件ではないので、判断しない。

## □土地収用法第20条第4号要件（起業地の範囲、規模）に係る主な意見

- 子育て支援施設、公園、広場は規模が不十分で、市内各所から人が集まるものではない。
- 防災倉庫の規模が国土省の基準等を満たしていない。

### ⇒ 問題があるものとは認められない。

- ※施設規模は、各種基準等により精査されており、機能を果たすのに必要な範囲にとどめられていると認められる。
- ※防災倉庫については、国の基準で、災害時の支援物資の保管場所の必要面積のうち、地域連携・情報発信棟の一部を充て、残りに防災倉庫を設置するものであるから、必要最小限の施設であると認められる。

## □その他の意見

### ◇手続き

- 計画の公示自体が広報にも掲載されず、縦覧に行っても申請書のコピーも認めず、市には市民の意見を聞く姿勢が見られず、公共事業にふさわしくない。
- 申請の縦覧期間は年末年始のどきくさ紛れを狙っており、広報誌での告知や議員への告知もなく、隠密裏に進めている。

### ⇒ 公告縦覧に当たっては、法令に規定する手続きを踏んでいることが認められる。

- ※起業者の事業計画の広報誌等への掲載や告知の有無等については、当該事業の認定において判断することでない。

### ◇市の計画

- まちづくりの最高計画である総合計画にもない施設を後から総合戦略にねじ込み、合理的・計画的であるまちづくりをゆがめている。
- 道の駅事業が初めて位置付けられたのは人口ビジョンであるが、人口ビジョンで既成事実化され、第6次総合計画に書き込まれ追認されたことは、地方自治法が定める「民主的にして能率的な行政」をゆがめている。
- 指定管理に出さず市職員で運営する福祉会館のような独創的な公共事業を進めるべき。地域に根差した市民主体のまちづくりを目指し、国の政策をどう取り入れるかはあくまで市民の要望をもとにすべき。

### ⇒ 審査対象外。

- ※市の総合計画の策定方法については、当該事業の認定において判断することでない。
- ※事業の優先度や独創性、経済効果等の検討については、起業者が事業計画策定段階で行うものであり、当該事業の認定において判断することでない。

### ◇住民合意

- 計画はトップダウンで決まり、地権者含め近隣住民、市民の意向も聞かず誰も要望していない。
- 市は用地費を含む事業総額の提示を拒んでおり、議員・市民から事業効果の観点を奪っている。
- H29のパブリックコメントでは市民の批判的な意見もあり、負の遺産として残されていく不安が根強いが、市には説得の姿勢がない。
- 基本計画策定時に市民参加が行われなかったという意見があり、住民の思いを反映しない官製の官独創による事業。
- 公益性を欠くものであり、公共事業として不適格な事業である。
- 多額の財源を投入する本事業の公益が、現在においても市民の求める最重要なものであるのか、起業日進市に対しては市民に向き合い、再度熟議をしてほしい。

### ⇒ 審査対象外。

- ※起業者の計画性や計画策定時における民意の反映状況等については、直接的な認定要件ではないため、当該事業の認定において判断することでない。